八戸市マイナンバーカード出張申請サポート業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１　目的

この要領は、八戸市マイナンバーカード出張申請サポート業務委託において、委託業者の選定を公募型プロポーザルにより実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

２　業務概要

（１）業務名

八戸市マイナンバーカード出張申請サポート業務委託

（２）業務内容

別紙１「八戸市マイナンバーカード出張申請サポート業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）委託期間

契約締結日から令和４年１０月３１日まで

（４）提案限度額

９，０００，０００　円（消費税及び地方消費税を含む。）

※当該金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

３　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

（２）参加申込書の提出日から契約候補者を特定するまでの間、八戸市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確立したものに限る。）を受けた者を除く。

（４）八戸市暴力団排除条例（平成 23 年八戸市条例第 48 号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないこと並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

（５）国税及び八戸市税の滞納がないこと。

（６）国又は地方公共団体において、過去数年の間に本業務と同種又は類似業務を受託した実績を有すること。

４　日程

本プロポーザルの主な日程は次のとおりとする。ただし、本市の都合により日程を変更する場合がある。

内　容	日　程
公募開始	令和４年６月２２日（水）
質問受付期限	令和４年６月２９日（水）

質問回答期限	令和４年７月４日（月）
参加申込書等提出期限	令和４年７月６日（水）
参加資格決定通知	令和４年７月８日（金）
企画提案書等提出期限	令和４年７月２０日（水）
選定結果通知	令和４年７月２５日（月）
契約締結	令和４年８月上旬

５　公募型プロポーザル実施要領等の配布

令和４年６月２２日（水）から八戸市ホームページに掲載しているものをダウンロードにより取得すること（郵送による配布は行わない。）

ホームページアドレス

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shiminka/nyuusatsu_keiyaku/koubo/18333.html

６　質問の受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は次のとおり受け付ける。ただし、本業務に関する全般的な質問を対象とし、審査に支障をきたす質問は受け付けない。

（１）質問方法

質問書（様式１）に記入のうえ、件名を「八戸市マイナンバーカード出張申請サポート業務委託に係る質問」とし、電子メールで問い合わせること。（電話により到達を確認すること。）

（２）提出期限

令和４年６月２９日（水）　午後５時

（３）送信先

八戸市市民防災部市民課代表メール　shimin@city.hachinohe.aomori.jp

（４）回答方法

質問と回答は、令和４年７月４日（月）までの間に随時、八戸市ホームページで公開する。

７　参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより、参加申込書等を提出するものとする。

（１）提出書類

①　参加申込書（様式２）

②　会社概要（様式３）

③　履歴事項全部証明書（参加申込日前３か月以内に発行されたもの。写しでも可。）

④　納税証明書（参加申込日前３か月以内に発行されたもの。写しでも可。）

国税：様式その３の３

市税：市税に滞納がないことの証明（八戸市内に本店、支店・営業所等がある場合のみ）

⑤　類似業務実績調書（様式４）

添付書類：契約及び業務の完了を証するものの写し

（２）提出期限

令和４年７月６日（水）　午後５時

（３）提出場所

八戸市市民防災部市民課（八戸市庁　本館１階）

〒０３１－８６８６　八戸市内丸一丁目１番１号

（４）提出部数

各１部

（５）提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日を除く日の午前９時から午後５時までとする。

郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

（６）参加資格決定通知

審査の結果、参加資格が認められた申込者に対しては、令和４年７月８日（金）までに参加申込書に記載された担当者（以下「担当者」という。）宛に電子メールで連絡する。

８　企画提案書等の提出

企画提案書等は、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

（１）提出書類

①　企画提案書

ア　仕様書は、本市が求める要件を定めたものであるため、企画提案書の作成にあたってはそれらの趣旨を十分に踏まえて記述すること。また、別紙２「評価基準」に基づき、必要な項目を具体的に記載すること。

イ　仕様書に示した要件以外で、当市にとって優位であると考えられる提案がある場合は、その内容について記載すること。

ウ　提案内容は、提案のポイントを箇条書きにするなど、専門的知識を持たない者でも理解できるように、簡潔かつ分かりやすい表記とすること。

エ　専門用語や略語を使用する場合には、初出の箇所に一般用語を用いて定義を記述すること。また、必要に応じて注釈を付記すること。

オ　様式は自由とし、ページ数の制限は設けないが、サイズはＡ４判に統一すること。部分的にＡ３版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

②　見積書

ア　仕様書の趣旨を理解した上で見積価格を積算し、作成すること（消費税及び地方消費税を含む。）。

イ　見積価格は、提案内容の評価に際し参考として利用するものであり、契約金額となるものではない。

ウ　Ａ４版とし、様式は自由とする。ただし、宛名は八戸市長とすること。

（２）提出期限

令和４年７月２０日（水）　午後５時

（３）提出場所

７の（３）に同じ。

（４）提出部数

６部（各様式において正本１部のみ押印し、残りの５部は複写可)。ただし、８（１）②については１部とする。

（５）提出方法

７（５）に同じ。

９　企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

（１）提出期限を過ぎて提出された場合。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りでない。

（２）提出書類に本市が求める内容が記載されていない等の不備、未記入又は虚偽の記載がある場合。

（３）審査の公平性を害する行為があった場合。

（４）複数の提案を行った場合。

（５）見積価格が提案限度額を上回る場合。

（６）本プロポーザルの公告後、本業務に関することで選定委員に接触を求めた場合。

１０　企画提案の選定

（１）選定委員

選定は以下の職員５名により行うものとする。

①　市民課職員（４名）

②　行政管理課（デジタル推進室）職員（１名）

（２）選定方法

選定委員ごとに提出された企画提案書の内容について、別紙２「評価基準」に基づき採点を行い、評価点の大きい提案者から順に、第１位に１点、第２位に２点、第３位に３点などと順位点を付与する。順位が同じ提案者が複数となった場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位の順位点の合計を、当該順位の提案者の数で除して得た値を順位点とする。

提案者ごとに順位点を合計し、順位点の合計が最も小さい者を受託候補者として選定する。ただし、順位点が同じ場合は、評価基準の２「業務の実施計画・体制」の「全体体制」及び「会場運営等」の評価点の合計が大きい者を選定する。

本プロポーザルに参加する提案者が１者のみの場合においても、同様にプロポーザルを実施するものとし、その提案者を選定する。なお、いずれの場合においても、評価点が満点の６割を超えていることを選定の条件とする。

１１　選定結果

選定結果（評価点数と順位）は、令和４年７月２５日（月）までに電子メール及び書面で通知する。また、受託候補者以外の名称を除いたうえで、各提案者の評価点数を八戸市ホームページで公表する。なお、選定過程及び選定結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

１２　契約の締結

契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、本市と受託候補者が協議を行い決定する。本市と受託候補者との間で契約条件が合致せず、委託契約の締結ができない場合は、次点の提案者を新たな受託候補者として協議を行う。

１３　その他

（１）企画提案書等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。

（２）提出書類は返却しない。

（３）提出書類は、提出した提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

（４）提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りでない。

（５）参加申込書の提出後に参加を辞退する際には、辞退届（様式自由）を提出するものとする。

（６）提出された企画提案書等は、八戸市情報公開条例（平成 14 年八戸市条例第６号）に基づく情報公開請求の対象となる。

（７）提出された書類等は、審査及び説明のほか、前号により情報公開する際に、写しを作成して使用することができるものとする。

（８）この要領は、本選定作業により契約を締結した日の翌日をもって、その効力を失う。

１４　担当部署

八戸市市民防災部市民課（八戸市庁　本館１階）

〒０３１－８６８６　八戸市内丸一丁目１番１号

電　話：０１７８－４３－９５３７

ＦＡＸ：０１７８－４６－１５１７

メール：shimin@city.hachinohe.aomori.jp